

生活保護関係業務会計年度任用職員募集要項

1 募集する職種・募集人数

募集する職種：生活保護監査等推進担当職員

募 集 人 数：1名程度

2 業務内容

生活保護法施行事務監査への同行、資料作成などの事務補助、その他事務補助等

3 応募要件

令和8年11月1日現在、次の①・②のいずれかに該当し、かつ③に該当する者

①社会福祉士の資格を有する者

②社会福祉士の受験資格を有する者

③OA機器の操作や、Word・Excel等を使用して文書作成・集計作業等ができる者（資格不問）

※地方公務員法第16条各号（6ページ参照）に該当する者は受験できません。

※年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和8年11月1日から令和9年3月31日まで

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

5 勤務条件等

（1）勤務時間・日数

週30時間（1日7.5時間×週4日）

午前9時00分から午後5時15分まで（休憩45分）

（2）休日

月曜日から金曜日までのうち指定する1日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

年末年始（12月29日～1月3日）

（3）勤務場所

福祉局生活福祉部保護課

(4) 報酬等（1年目、令和8年11月1日時点）

- ・報酬（月額）176,436円～222,372円

※採用されるまでの職歴等によって記載の範囲内で決定されます。

また、この他に通勤手当等が支給されます。

- ・期末手当及び勤勉手当 820,427円～1,034,030円

※支給要件があります。

※期末・勤勉手当は6月、12月に支給されます。また、4月1日に採用された場合、1年目は3.643月分ですが、再度の任用がされた場合2年目以降は4.65月分となります。（上記手当額は4.65月分として算定しています。また、5月以降の採用の場合、支給月数が変動する場合があります。）

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：11月1日（任用日）～翌年3月31日（任期満了日）
特別休暇	【有給】 夏季休暇、忌引休暇、災害等による通勤時の出勤困難な場合 産前産後休暇、配偶者分べん休暇、育児参加休暇 等 【無給】 生理休暇、妊娠障害休暇、育児時間休暇、 <u>子の看護休暇※</u> 、 <u>短期介護休暇</u> <u>※</u> 、ドナー休暇 ※別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

共済組合（短期組合員）※1、厚生年金保険※2、雇用保険

※1 75歳以上の者は後期高齢者医療制度の被保険者となるため、適用されません。

※2 70歳以上の者を除く。ただし、高齢任意加入被保険者はこの限りではありません。

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

- ・第1次試験：筆記（小論文）審査
- ・第2次試験：口述（面接）審査

7 第2次試験日時及び選考会場

- ・ 日時：令和8年10月2日（金）
- ・ 場所：大阪市役所（予定）

※詳細な時間・場所は、第1次試験の合格者あてに送付する「受験案内」により通知します。

※福祉局生活福祉部保護課の他の職種と合同で実施する場合があります。

8 申込方法等

(1) 申込書類

- ・ 持参による申込受付は行いませんので、次の書類等を、角形2号封筒（封筒の表に「生活保護監査等推進担当職員 採用申込書在中」と朱書きのこと。）に入れ、簡易書留や特定記録等の配達の確認が可能な方法により送付してください。
- ・ 簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、郵送料金不足の場合は受け付けません。
- ・ 書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

1	大阪市福祉局保護課会計年度任用職員 採用申込書 ※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 ※採用申込書は所定の様式（A4両面印刷）に限ります。後掲の申込書配布場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市ホームページから取得してください。 ※採用申込書は、ボールペン等を使用して記載してください。（消すことができるペンや鉛筆は不可。）	1 通
2	小論文（ <u>自筆のみ</u> ） ※小論文は所定の様式（A4片面印刷）に限ります。後掲の申込書配布場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市ホームページから取得してください。 ※ボールペンで記載してください。（鉛筆、シャープペンシル、いわゆる「消えるボールペン」等、 <u>消せるものは不可</u> とします。） ※答案用紙は片面印刷のうえ、提出してください。（問題用紙は提出不要です。）	1 通
3	「受験案内」送付用の定型封筒（長型3号） ※必ず宛先を記載のうえ、110円分の切手を貼付してください。 ※氏名の後に「様」を記載してください。	1 通
4	応募資格を満たすことが確認できる書類等 ※資格、免許等を有する者は、当該資格証等の写しを提出してください。 ※業務経験等を有する者は、現時点では証明書等を提出いただく必要はありません。（採用予定者に別途通知します。）	1 通
5	申し立て書 ※後掲の申込書配布場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市ホームページから取得してください。	1 通

(2) 申込方法

- ・ 申込期間
令和8年9月4日（金）から令和8年9月17日（木）まで
（令和8年9月17日（木）必着・持参不可）
- ・ 申込書類提出先
〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市役所2階 福祉局生活福祉部保護課
- ・ 申込書類配布場所
同上（申込書類の提出は郵送でのみ受付します。）
（最寄駅）Osaka Metro 御堂筋線/京阪本線「淀屋橋」駅
京阪中之島線「大江橋」駅

(3) 受験案内の送付

第2次試験の時間等の詳細については、令和8年9月下旬に申込者本人あてに発送する「受験案内」により通知します。

なお、令和8年9月30日（水）までに受験案内が届かない場合は、福祉局生活福祉部保護課（電話（06）6208-8014）あてに連絡してください。

9 試験結果の発表

(1) 第1次試験（筆記審査）結果の発表

試験結果は合否に関わらず、令和8年9月下旬に受験者本人あてに通知文書を発送します。

なお、合格者あて通知には、第2次試験にかかる「受験案内」を同封します。

(2) 第2次試験（口述審査）結果の発表

試験結果は合否に関わらず、令和8年10月中旬に受験者本人あてに通知文書を発送します。

(3) その他

- ・ 試験結果について、電話等でのお問い合わせにはお答えできません。
- ・ 合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は、不合格となります。
- ・ 合格者は採用者候補者名簿に登載され、当該名簿に登載された者の中から採用予定者を決定します。
- ・ 採用候補者名簿の登載者のうち採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、その都度、採用予定者とします。
なお、採用候補者名簿の登載期間は令和9年3月31日までです。
- ・ 採用候補者名簿に登載されても、採用時期が令和8年11月2日以降になる場合や、採用されない場合があります。
- ・ 合格後、若しくは「採用候補者名簿」に登録後に受験資格がないこと又は申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登録を取り消すことがあります。

10 その他

- ・ この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・ 受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

11 問合せ先

大阪市福祉局生活福祉部保護課

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 電話 (06) 6208-8014

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

（参考）【地方公務員法第16条（抜粋）】

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者